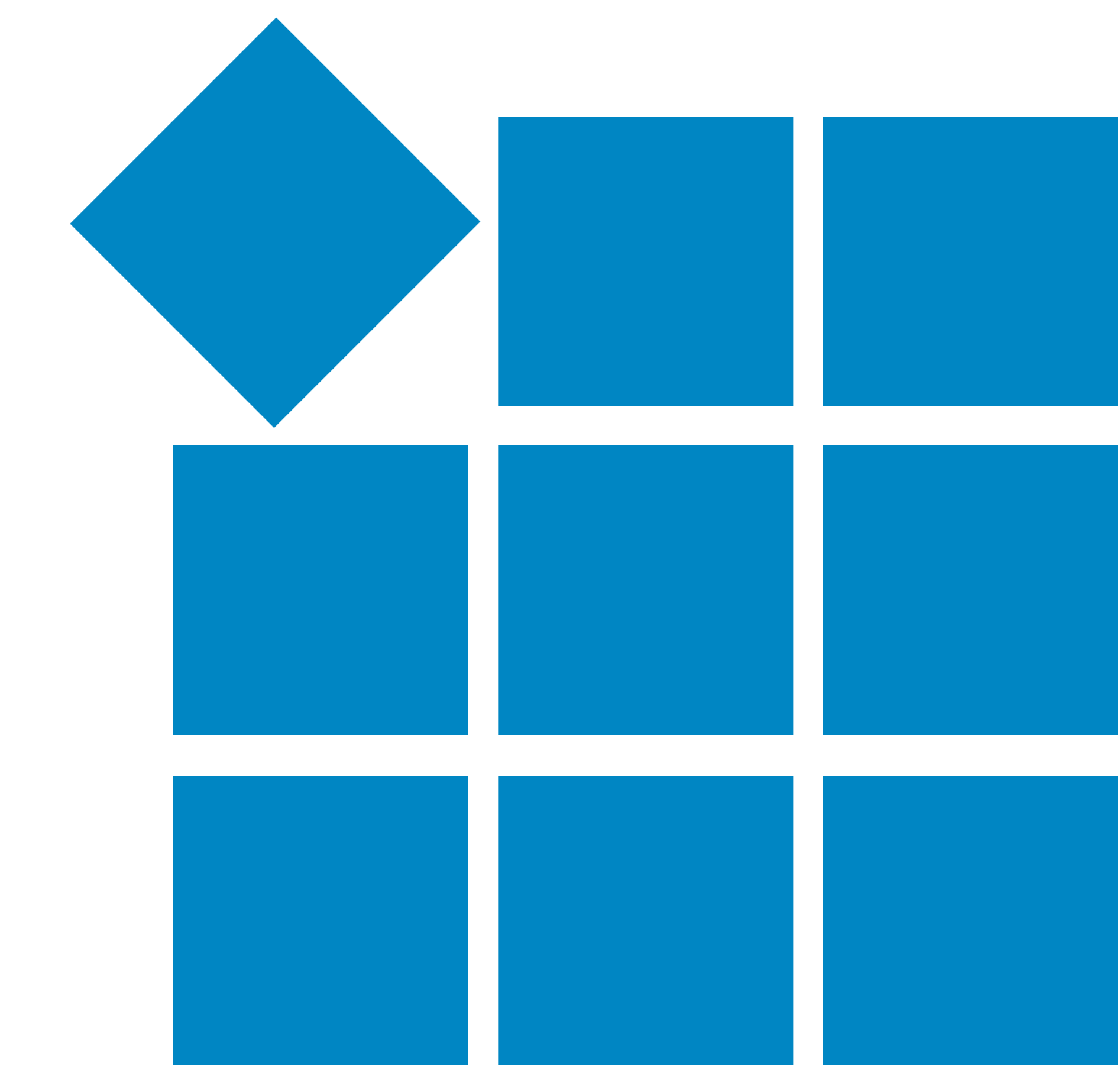


メイポール10

# メイポール<sup>®</sup>10



20kg

製造販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社  
東京都中央区京橋 2 - 4 - 16

## 動物用医薬品

ベンズイミダゾール系駆虫薬  
使用基準

カットテープを引いて下さい。

2017年 6月改訂  
貯法 室温保存

承認指令書番号 15消安第2200号  
販売開始年月 平成2年 10月  
再審査結果公表年月 平成12年 9月

製造番号：HMPBK  
使用の期限：

### 【本質の説明又は製造方法】

メイポールはベンズイミダゾール系駆虫薬フェンベンダゾールを有効成分とする経口投与・飼料添加剤です。  
フェンベンダゾールは線虫類に広範囲な駆虫スペクトルを有する安全性の高い医薬品で、ヨーロッパ、アメリカ合衆国等各国で使用されています。

### 【成分及び分量】

品名	メイポール10
有効成分	フェンベンダゾール
含量	1kg中10g

### 【効能又は効果】

豚：豚回虫、豚腸結節虫、豚鞭虫の駆除

### 【用法及び用量】

豚回虫及び豚腸結節虫の駆除には、  
体重1kg当たりフェンベンダゾールとして3mgを飼料に均一に混合し、3日間経口投与する。  
豚鞭虫の駆除には、  
飼料11kg当たりフェンベンダゾールとして15gを均一に混合し、3～4週間経口投与する。

### 【使用上の注意】

#### 【基本的事項】

#### 1 守らなければならないこと

##### （一般的注意）

- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は獣医師の適切な指導の下で使用すること。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき  
上部の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動  
物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。  
豚：食用に供するために殺す前7日間

##### （使用者に対する注意）

- ・飼料等に混合する際はマスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。

##### （取扱い及び廃棄のための注意）

- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・小児の手が届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。

#### 2 使用に際して気をつけること

##### （使用者に対する注意）

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が目に入った場合は大量の水で洗眼する。炎症が生じた場合は医師の手当てを受けること。
- ・本剤が皮膚に付着した場合は石鹸と水で洗浄する。炎症が生じた場合は医師の手当てを受けること。

##### （取扱い上の注意）

- ・本剤は飼料に均一に混合すること。本剤の飼料への混合に際しては、予め予備混合を行うことが望ましい。
- ・開封後は速やかに使用すること。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。

#### 【専門的事項】

##### ①重要な基本的注意

- ・本剤の投与前には糞便の虫卵検査を行い、虫卵陽性動物群に対して投与すること。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

#### 【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社 生物産業事業本部 動物飼料部  
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号  
<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は  
本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は  
拡大を防止するために必要があると思われるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産  
省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。

C-HMPBK  
1608

